

令和 4 年度第 7 回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他

提出日：令和 5 年 3 月 2 2 日

担当部・課：総務部行政経営課〔内線 4 1 7 3〕

復興企画部 I C T 総合推進課〔内線 4 2 6 4〕

<b>① 件 名</b>	書面規制、押印、対面規制の見直し指針の改定について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b> 令和 2 年 7 月 7 日付けで総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知があり、本市においては、令和 3 年 1 月に「行政手続きに関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定し、個人及び事業者が行う行政手続において、利便性の向上と簡素化のため、氏名欄の認印の押印について見直しを実施したところであるが、内部手続及び対面規制についての見直しにまでは至っていなかった。</p> <p><b>【目的】</b> これまでの行政手続きのほか、内部手続の慣例的な押印の廃止に加え、書面及び対面の規制を見直すことにより、デジタル技術の活用が可能となり、効果的で効率的な行政サービス等を推進する。また業務の効率化により、今後の職員の定員適正化に対応した事務負担の軽減や利便性を図る。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b> 自治体 DX 推進計画 3. 3 その他 (1) BPR※の取組の徹底（書面・押印・対面の見直し） ※業務改善 官民データ活用推進基本法 第 10 条 手続における情報通信の技術の利用等</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 〔石巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針〕 (5) 取組事項 A-③ 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し</p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	<p>令和 2 年 7 月 総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知</p> <p>1 2 月 内閣府において「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を策定</p> <p>令和 3 年 1 月 「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定</p> <p>令和 3 年 1 2 月 石巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針を策定</p>
<b>④ 主な内容</b>	<p>現指針により見直しを進めている、書面規制並びに個人及び事業者が行う行政手続の押印廃止のほか、内部手続による押印廃止並びに対面規制の見直しを行う。</p> <p>1 見直し指針の構成内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的</li> <li>(2) 用語の定義について</li> <li>(3) 押印が求められる趣旨・留意事項について</li> <li>(4) 押印の効力について</li> <li>(5) 押印見直しの判断基準について</li> <li>(6) 署名見直しの判断基準について</li> <li>(7) 書面・対面規制の見直しについて</li> <li>(8) 押印見直し等の進捗管理について</li> <li>(9) その他（決裁に係る押印等の見直しについて）</li> </ol>

## 2 見直しの時期

- (1) 行政手続については、これまで同様、国・県等からの通知に基づき遺漏なく対応。
- (2) 内部手続については、例規等の定めがなく、押印廃止に伴う代替手段が必要ないもの（慣例で押印しているもの）、については、担当課において様式を修正する等早急に見直しを実施し、必要であれば、周知する。
- (3) 内部手続について、押印廃止に伴う代替手段の検討が必要なもの（請求書、入札書等含む）、またデジタル技術導入等により全庁的に統一した運用が必要なもの、様式の簡素化を含む例規等の改正が必要なものについては、当該様式を管理している担当課において、令和7年度を期限に可能なものから早急に見直しを実施し、新たな運用について整理され次第、実施時期等について、周知する。

### 【見直しの流れ】

- ① 押印の有無の確認
- ② 押印廃止の可否の確認  
併せて代替手段の必要性の確認（慣例的な押印なら代替手段も不要）
- ③ 押印廃止及び規制の見直しに伴うデジタル技術の活用への検討・導入
- ④ 例規等の改正の有無の確認
- ⑤ 上記①～④の確認の結果、準備が整ったものから、周知、運用

## ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

行政手続のほか、内部手続における慣例的な押印（認印）、書面及び対面規制の見直しを行うことにより、デジタル技術の活用が可能となり、各種手続の簡素化及び業務の効率化が図られ、事務負担の軽減や利便性の向上が図られる。

また、デジタル化に向けた推進環境が整備できることにより、データでの検索が容易になる等、効率的で効果的な運用が可能となり、結果、「紙によらない運用が可能」となる。

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内各市の状況

○行政手続：全市において実施済

○内部手続：実施済（6市：仙台市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、登米市、大崎市）

未実施（7市：白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、東松島市、富谷市）

○内部手続に係る押印の廃止等により、デジタル技術の活用に至った例

（4市：気仙沼市、多賀城市、登米市、大崎市）

・文書管理システムによる電子決裁の導入

・全庁的な共通様式について、共通システムのサーバー上に様式を格納し、データの入力のみで完結方式の導入 等

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年3月 指針改定について庁内へ周知

関係課において随時見直し

令和5年6月 押印等の見直し状況について庁内照会

令和5年8月 行財政改革推進本部会議にて進捗状況を報告

## ⑨ その他